

救護員登録者

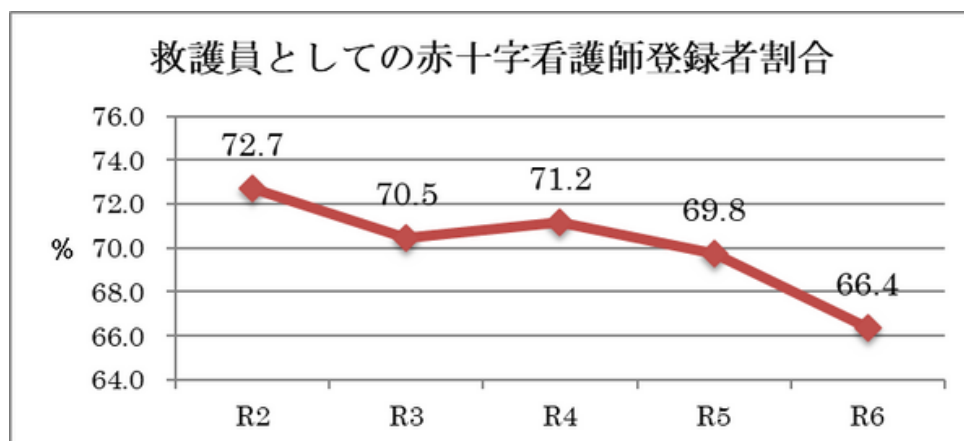


21. 救護員としての赤十字看護師登録者の割合：66.4 %

日本赤十字社は、救護業務に従事させるために必要な救護員を常時確保しておかなければなりません。赤十字看護の独自性として日本赤十字社法第1条の目的を達成するために救護を行う事が明記されています。

【日本赤十字社法】

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。



	R2	R3	R4	R5	R6
救護員としての赤十字看護師登録者の割合 (%)	72.7	70.5	71.2	69.8	66.4
救護員としての赤十字看護師登録者 (人数)	453	427	432	422	401
看護職員総数	623	606	607	605	604

分子：救護員としての赤十字看護師登録者数

分母：看護職員総数（看護管理者、嘱託・臨時・パートタイマーを含む）
×100 (%)

※4月1日時点の人数である。

※平成11年度以前は赤十字教育施設を卒業した全ての看護職員を登録し、それ以降は「救護員としての赤十字看護師研修」を修了したものを救護員として登録している。